

保安林に関する一考察

Consideration of Protection Forest

佐 藤 快 信
Yoshinobu Sato

はじめに

1. 森林法

- 1. 1 森林法制定の経緯
- 1. 2 森林計画制度
- 1. 3 保安林制度

2. 現行法における保安林制度

- 2. 1 保安林
- 2. 2 魚付き林

3. 小値賀町における保安林

- 3. 1 小値賀における保安林
- 3. 2 魚付き林

おわりに

はじめに

前報¹⁾では、日本における環境行政の流れを「環境基本法」の制定にいたるまでの経緯について概観した。そのなかで、「環境基本法」以前においても自然環境保全法をはじめとして、自然公園法、温泉法、森林法などの環境の保全・保護に関わるいくつかの法律が制定され、そうした流れの中で環境行政が整備されてきたことを指摘してきた。

そこで、本報告では日本の国土面積の67%を占める森林に関する「森林法」に焦点をあて、はじめにその制定の経緯や特色について概観することにする。次に、森林法の中で重要な柱の一つとなっている「保安林法」について、その経緯及び現行法における保安林について概観する。さらに、保安林の一つである魚付き林についての現況と地域との関わりを小値賀町の例を挙げ考察することにする。

1. 森林法

森林を保全する日本の法律においては、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、砂防法、地すべり防止法、森林病害虫防除法をはじめとして数多くの法律が制定されている。森林法は計画的に森林を利用し、保護するための取り扱い方を基本に定めたものであり、森林計画制度と保

安林制度を定めており、先にあげた法律の中で中心にあるのは森林法といえる。

1. 1 森林法の制定の経緯

森林法の制定に関しては、明治初期にまでさかのほる必要がある。明治以前の江戸時代には、藩政体制が敷かれてきたこともあり、林政は藩政の中で扱われていた。明治になり、中央集権体制の中で国土の管理という中で森林法の制定が論議されることになった。

明治政府は、旧藩政体制下における林野制度を調査することから始め、外国の法制を研究するなかで、これから林政に対して如何に森林の荒廃を防ぎ、かつ有用木材の生産を継続的におこなうことが可能であるかという点に重点をおくこととなった。そうしたことは、明治9年の地理寮森林報告の第1号の巻頭言にみることができ「森林經營の業務の目的は富国強兵にある」と森林經營の目的を明確にしている。さらに、「いままでは大工場建築の用なく、大艦製造の禁あつて、大材良樹はあっても需要のないために徒らに伐採し、かつ植林もおこなうことなく、現在の資源欠乏を招いた」と森林荒廃の原因を述べ、「全国をして森林の植養に努めなければならぬ」と森林の保護育成を述べている。現在の状況から木材が必要とされているという実感はなかなか掴み難いが、当時においては鉄道の枕木、官舎や兵舎の建築材、道路、橋梁材など木材は産業の基盤を支える重要な材料であった。それが故に、良樹で大材の生産を図ることと供給を増やすことに明治政府の関心が注がれていた。

また、明治8年の「山林局設立の儀に付伺」という建議に「山林の保護することが経国緊要の要務」の理由を2つあげており、一つは水源涵養、風潮防御、土砂崩壊防止などの土地の利害に関するもの、もう一つは建築、造船、橋梁などの材を得ることの国用の利害に関するものであった。しかし、伐採によって森林が荒廃し、国土の保全を損なうことはならず、伐採と荒廃をどのように調整するかが問題でもあった。そのための手段として「仮山林規則」、「山林局職制」、「仮官伐供給規則」、「森林監守規則」などの林政の整備がおこなわれた。

こうした流れの中で森林法制定への機運は高まり、明治15年の森林法草案となって具体化されることになる。しかし、草案は流れ、陽の目を見ることはできなかった。草案は10編201条の内容をもつもので、官有森林に関しては80条項、保存森林に関しては21条項をあて森林保護法ともいえる特色をもっていた。ちなみに森林は、官有森林、歩分林、保存森林、民有森林の4つに区分されていた。特に、保存森林に関しては、官有、民有を問わず国による森林管理の強化方針をとったものであった。そのため、国による森林管理の方向は、多くの議論を呼ぶものとなった。その大きな論議は、「統制説」と「自由説」であった。前者は所有者の自由な意志に森林を任せると、最後には資源枯渇に陥るので、森林に対して何らかの統制を加えようとする説で、後者は播種、伐採、運搬、販売に関する諸方法を指導することにより山林収入を増加されることにより、山林愛護の念を深くし、みだりに伐採はしないという経済自由にたった説であった。しかしながら、この2説は一つの点に収束していくことになる。それは、山林の収益を上げるために、林道を整備し、林産を盛んにし、販売の道を作ることの必要性であり、そのためには林制の整備が

最も重要であるということであった。結局のところ、森林を利用するには利用の仕方があり、その利用の仕方を決めなければならないということであった。

では、森林利用の規制とは何であるのか。当時の森林法の基礎理論とされたのは、「地木結合論」であった。これは、適地適木、適地適産に基づく林業経営の考え方であり、自然条件を知り、その条件に合うように森林を育成し、伐採し、土地の生産力を最大限に活用することを意味する。そして、土地の生産力を知ることが資本や労働を応用する基本とすることである。このことは、地力を維持するためには乱伐をしないこと、かつ適切な植林をおこなうことによって森林の資質の保全をはかることであり、政府による応分の強制や保護を必要とすることを意味し、ここに森林法の制定の根拠を求めたといえよう。こうして、明治30年森林法の制定以降、明治40年、昭和14年、昭和26年とこれ以降も改正、制定が繰り返されることとなる。しかし、森林法の改変においても、営林監督制度と保安林制度の2つの柱は変わることなく、現在まで継続されている。

1. 2 森林計画制度

森林計画制度が開始されたようになったのは、昭和26年の森林法の改正からといえる。昭和14年の改正から12年間に営林の監督の実績があげられなかったことと昭和25年2月にGHQから林野庁に①林業計画の編成および遂行の責任は中央政府にあること、②編成事務は都道府県に委任して良いこと、③林業計画の対象は全ての林野であること、④林業計画の適切な実行のために林業施行単位（森林区）に林業技術者をおくことなどを内容とするステートメントが送られた。これが、森林計画制度の方向づけとなった。昭和26年の森林計画体系は、森林基本計画→森林区施業計画→森林区実施計画の3本から成っており、国有林にまで森林計画の範囲が及ぶことが特徴的であった。また、森林区ごとに民有林の伐採許可数量の限度があり、伐採規制が設けられたことも特徴的であった。

昭和37年の森林法改正で森林計画制度は大きく性格を変え、伐採許可制度が事実上廃止されたことである。このことは、森林所有者に対して経済原則に基づく合理的な施業に期待することであり、高度経済成長下で増大する木材需要に対応しつつ、森林の保護培養と森林生産力の増大につながるという認識であったことを示す。また、森林は私有財産であると同時に、国土保全、水源涵養、景観などに関わる地域の公共性の役割を持つ公共的財産ともいえる。そのため、森林を伐採、育成、保護するための計画立案が義務付けられている。

この改正により、森林計画は全国森林計画と地域森林計画の2種（図1）となり、森林管理についての全国的な目標と地域ごとの目標が与えられており、無秩序な伐採を防ぐために地域ごとに伐採することのできる量の限度目標を設けることや、未成熟な若木の伐採を防ぐため伐採が許される基準林齢を定めている。また、森林が他の用途、農地、

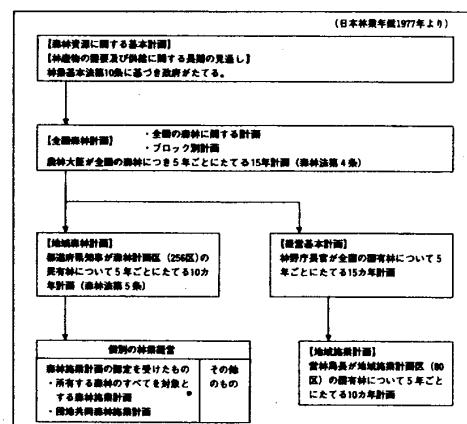


図1. 森林計画の体系と内容

宅地などに転用される場合について、その適否についても審議できるようになっている。さらに、伐採や林地の転用の規制だけでなく、植林と保育を計画的におこない森林の内容を整備する役割についても果たしている。

1. 3 保安林制度

保安林に定められた森林は伐採や開発が制限され、伐採した場合でも植林が義務付けられるようになっている。保安林は公共のために個々の所有者の利用が制限され、その損失の補償がおこなわれることになっている。このように、保安林制度は森林の個人財産としての役割と公共的な役割との間を調整する制度ともいえる。

保安林制度は、森林法上の規程である。そのため、保安林制度は森林法の変遷とともにその在り方に関して少なからず影響を受けている。特に、戦後の保全事業が公共事業として急進展したことは明らかだが、こうした公共事業の位置づけはそれまでの保全政策を変える要素持っていた。そこで、森林法上の保安林制度の位置づけについてここではみていきたい。森林法に関わる変化があったのは、(1)明治15年森林法草案、(2)明治30年森林法、(3)明治40年森林法、(4)昭和14年森林法、(5)昭和26年森林法の5期についてそれぞれの森林法における保安林制度の位置づけについてみてみることにする。

(1) 明治15年森林法草案

保存森林では、竹木の伐採、鉱物・土石の堀採、牧畜、開墾を禁止し、手入れのための竹木の伐採、落葉柴草の採取、慣行による焼畑、切替畑の開作は許可を受けることとなっている。保存森林は、当時保護林と呼ばれていたもので、官有、民有を問わず①水源を涵養する林、②土砂を抑止し岩石を支持する林、③風潮、積雪または水害を防止する林、④魚付きに関する林、⑤寺社公園または名所旧跡の風致を装飾する林、⑥廻船または測量の目標となる林、⑦城壁または要害に関する林、⑧国郡村市の境界を表する森林、⑨道路の並木に代用する林を指定していた。

社会のために林業を制限する手段として保護林制度が理解されており、社会の保安と公利公安の概念内容として把握されていた。保存林が地力維持の機能を果たす、いわば林業経済の発展を支持する目的においてとらえられ、そこに森林所有の規制の方向と根協を求めていた。

(2) 明治30年森林法

保安林制度は営林監督制度の一環として、それを補完する位置に規定され、保安林制度の目的は公共の福祉のために森林の荒廃を防ぎ、森林の資質の保全を図ること、つまり林地の生産力の減耗を防ぎ、地力を維持することに基本目的があった。

(3) 明治40年森林法改正

この時の森林法の特徴は、①土地の使用及び収用の条を設けたこと、②施業案制度を設けたこ

と、③組合制度を設けたことの3点にあった。特に、経済制度としての森林組合制度においても、共同事業の内容に林道開設のほかに害虫駆除、火災の予防などの保護、荒廃防止を含んでおり、具体的に「森林組合を設立しない場合には保安林に編入する」行政指導がおこなわれ、保安林制度と森林組合制度の二者択一を迫っていることが伺える。

(4) 昭和14年森林法改正

この時の森林法の特徴は施業案を編成し、それにより林業の経済的生産と保全的効果を發揮しようとしたことにある。施業案編成は、木材供給の増大の要求を計画的に受けとめようとしたところに直接的な目的があるが、治山治水の保安目的を同時に満足させねば成らないものであった。施業案制度の理念として、森林を破壊するような伐採をおこなわせないために最低限の限界をおき、森林荒廃防止の技術的措置としても「生産の保続」が基礎におかれていた。その思考順序は、施業案→生産保続→荒廃防止→国土保全→保安林の流れであった。そのため、施行案の持つ生産と保全との結合機能は、維持しようと努力が払われつつも、次第に崩れ、生産が独走し、結果として生産と保全とが矛盾し、背反していかざるを得なかった。

(5) 昭和26年森林法改正

戦後の保全事業は公共事業として位置づけられ、森林法にもその傾向が認められる。前節でも述べたように、この森林法は森林計画制度を中心にしてなされた。森林計画は生産計画の内容を持ちつつ、保全計画の内容を持っていたところに特色があった。森林計画制度が著しく国家による監督的色彩を強め、保全優先を打ち出したことにより、保安林制度も著しく変わった。

第1は、保安林は保安施設地区とともに保安施設の一部として規定され、内容も従来の12種から17種に増加され、保安林が保安事業の一環として位置づけられるようになったことである。第2は、保安施設事業などが森林計画の一環としておこなわれるべきとした点である。例えば、保安林の指定または解除、保安林としての施業の要件の決定は、森林計画の一環としてなされ、これにより運営されることなどである。

このように、森林法のなかでの保安林制度も森林法の考え方のなかで制定された當時に比べその性格を大きく変化させてきた。森林計画自体も、かつての施業案のような経営組織案ではなく行政計画案であり、経営組織案と有機的に結合していたよう位置付けではなくなり、行政計画となった森林計画に基づく一つの財政投資対象に過ぎなくなったといえよう。

2. 現行法における保安林

2. 1 保安林の定義

保安林（protection forest、protective forest）は、森林独特の人類への福祉的作用を十分發揮させるために森林法で保護され、その経営にも制限を加えられている森林である。そのような保安林は、日本では国有林、公有林、私有林のすべてに及んでいる。保安林の意義には公益保護説と

危害防止説の広義にわたる2つの意義が唱えられている。また、多くの森林法では保安林に直接の定義を当てず、その目的（期待される作用）を挙げ規程しており、日本の森林法も同様の区分により11項目、17種類の保安林（表1）を設定している。それらは、①水源涵養保安林、②土砂流出防備保安林、③土砂崩壊防備保安林、④飛砂防備林、⑤防風・水害防備・潮害防備・干害防備・防雪・防霧の各保安林、⑥雪崩防止または落石防止の保安林、⑦防火保安林、⑧魚付き保安林、⑨航空目標保安林、⑩保健保安林、⑪風致保安林となっている。①～③は日本においては重要で面積も広く、保安林の占める面積のほとんどをこれらが占めている。④以下は、局地的なものが多い。⑧⑨は主に産業経済上、⑩⑪は国民の厚生上の必要性から指定されている。

表1. 保安林の種類と概要

保安林の種類	概要
水源涵養保安林	河川の流量を調節し、洪水の防止または各種の用水の確保を図るために指定される保安林、重要河川や水害の頻度の高い河川の上流水源域に配置し、全保安林の約68%を占める最大の指定面積をもつ。
土砂流出防備保安林	森林の樹木や地表の植生などの作用によって、林地の表面侵食や崩壊による土砂の流出を防止する保安林。下流に重要な保全対象のある地域のはげ山や崩壊地、土砂流出の激しい地域、崩壊・流出の恐れのある地域などに配置し、水流を通じた被害に対応する。
土砂崩壊防備保安林	樹木根系の土壤緊縛力などの物理的な作用によって林地の崩壊を防止し、崩落した土砂による道路・鉄道・施設などの被害を防ぐ保安林。直接の崩落土砂に対応する。
飛砂防備保安林	海外などの砂地を覆って砂が飛ぶのを妨ぐ、また飛砂を遮断して内陸部の農地などの土地利用や生活環境を守るための保安林。
防風保安林	樹体で風のエネルギーを殺し、風速を和らげてその背後の農地や生活環境を守る保安林。
水害防備保安林	河川の洪水時、主として幹によって水の勢いを和らげ、また根によって侵食を防ぐ森林。
潮害防備保安林	海岸にあって、津波や高潮のとき、幹によって波の勢いを制して被害を防ぐ森林。また、風波の強い海岸で、林冠が海水の細かい飛沫をとらえ、風速を和らげて内陸部に塩害の及ぶのを防ぐ。
干害防備保安林	局所的な用水源を保護し、干害を防ぐ保安林。流域といった広がりのものは上記の水源海洋保安林である。
防雪保安林	吹雪（飛雪）の風速を減殺して、森林内に雪を積ませ、その背後の鉄道や道路などが雪に埋もれるのを防ぐ。
防霧保安林	森林の存在が空気の乱流をおこさせ、冷たい霧の移動を止め、枝葉が霧粒を捉えて、背後の農地の霧による冷害を防ぐ保安林。
雪崩防止保安林	雪崩の原因になる雪庇（せっぴ）形成を防ぎ、斜面の摩擦抵抗を大きくして積雪が滑り始めるのを防げる森林。また、滑り始めた雪崩の勢いを樹幹が防ぐ、あるいは雪崩の方向を無害な方へと誘導する。

落石防止保安林	根系が土石を緊縛して、崩壊・転落を防ぎ、また転落する石の勢いを樹幹が障害物となって減殺・阻止する働きを期待する森林。
防火保安林	耐火性・防火性に優れた樹木で構成された森林で、火災の延焼を食い止めるのに効果がある森林。
魚付き保安林	水面に落ちる森林の陰、樹冠から落ちる昆虫、森林からの流出物による養分の補給、水質汚濁の阻止など、魚類の生息と繁殖の環境を作り維持する森林。
航行目標保安林	海岸や湖岸にあって、地理的目標物となり、漁船などの航行の目印となる森林。
保健保安林	局所的な気象条件を和らげ、塵埃や煤煙をろ過し、またレクリエーション、保健・休養の場となり、生理的・心理的に働いている人々の保健・衛生に資する森林。
風致保安林	名所・旧跡などの趣きのある風景を構成するのに効果のある森林。

1995年（平成7年）の日本における保安林の面積（表2）は、約860万ヘクタールで、わが国の森林面積の34%、国土面積の23%を占めるに至っている。

表2. 日本における保安林の種類と面積（1995年3月現在）

保安林の種類	面積(×1,000ha)	全保安林に対する割合(%)
水源涵養保安林	6,166	68.1
土砂流出防備保安林	2,007	22.2
土砂崩壊防備保安林	47	0.5
飛砂防備保安林	16	0.2
防風保安林	55	0.6
水害防備保安林	1	0.0
潮害防備保安林	13	0.1
干害防備保安林	41	0.5
防雪保安林	—	—
防霧保安林	56	0.6
雪崩防止保安林	19	0.2
落石防止保安林	2	0.0
防火保安林	0	0.0
魚付き保安林	29	0.3
航行目標保安林	1	0.0
保健保安林	579	6.4
風致保安林	27	0.3

※ 重複指定あり。

※ 全森林面積に対する割合33.8%。全国土地面積に対する割合22.5%。

2. 2 魚付き林

魚付き林は、保安林のなかのひとつで保安林面積に占める割合は0.3%で、28,700ヘクタール（1997年林野庁 林業統計要覧）となっている。水源涵養保安林の66%に比べ非常に小さい。都道府県別にみると、北海道が5,878ヘクタールと一番魚付き林の面積が多く、次いで岩手県の3,702ヘクタール、長崎県の2,580ヘクタールとなっている（表3）。

表3. 魚付き林面積（ヘクタール）（林野庁 林業統計要覧1997）

都道府県名	國有林	民有林	計
北海道	2,943	2,935	5,878
青森	0	0	0
岩手	616	3,086	3,702
宮城	92	1,146	1,238
秋田	0	2	2
山形	0	88	88
福島	0	3	3
茨城	0	10	10
千葉	0	150	150
東京	0	23	23
神奈川	0	37	37
新潟	0	9	9
富山	0	68	68
石川	0	60	60
福井	0	929	929
静岡	0	263	263
愛知	0	1	1
三重	0	637	637
滋賀	0	18	18
京都	97	410	507
大阪	0	7	7
兵庫	2	1,044	1,046
和歌山	5	377	382
鳥取	0	135	135
島根	1	872	873
岡山	913	768	1,681
広島	53	90	143
山口	65	1,412	1,477
徳島	0	868	868
香川	147	715	862
愛媛	19	1,135	1,154
高知	475	571	1,046
福岡	7	124	131
佐賀	2	20	22
長崎	948	1,632	2,580
熊本	61	319	380
大分	32	1,174	1,206
宮崎	16	173	189
鹿児島	264	621	885
沖縄	0	4	4
計	6,758	21,936	28,694

魚付き林の起源は古く、「源平盛衰記」に「魚付きの浦をば網人知る」と記されており、昔から漁民は経験から海近くまで林が茂っている付近の海域には魚が集まることを知っていたことが伺える。藩政時代には魚付き林、編み付き林、魚寄せ林、網代山などと呼ばれており、為政者も魚付き林の効用を信じ、海岸近くの森林の保存や植林の助成を積極的におこなっていた。徳川幕府は寛文6年（1666年）「諸国山川掟の令」を発布し、水源山地における草木の根を掘り取ることや焼畑を禁止した。同時に上流の樹木のない山に苗木を植えさせることをおこなっていた。

しかし、明治期になると魚付き林に対する認識は低くなり、伐採されることが多くなり、明治10年（1877年）の九州における西南の役の際、西郷隆盛が率いた私学校側の軍用金調達のため、鹿児島県の魚付き林が濫伐され、魚群が来遊しなくなり、やむなくこの地域の漁民は朝鮮半島の釜山近海までサバ漁をおこなうために出漁している例がある。

魚付き林の面積の推移をみてみると、昭和の始めから30年頃までは4～5万ヘクタールであったが、戦後急速に減少し始め昭和43年（1968年）には約3万ヘクタールまで減少している。その後、比較的安定した形で28,000ヘクタールで推移している。

3. 小値賀町における保安林

ここでは、実際に保安林が地域とどのような関り持っているのかを長崎県北松浦郡小値賀町における保安林を例にみてみることにする。

小値賀町は、有人無人の17の島からなり、人口約4,000人の農業と漁業を中心とした島である。この島は、粘性の低い溶岩からできており、平坦な地形を持っている。また、水資源も比較的豊富で農耕に適している地理的環境を持っている。その反面、風を遮る高い山がないため風が強く潮による塩害が農業に負の影響を与えるので防風林が必要であり、島ではクロマツを目にすることができる。

3. 1 小値賀における保安林

小値賀の風景によく見られるのは松林である。幼稚園、小学校、中学校、高等学校が集まっている文教ゾーンにある「姫の松原」は観光のポイントの一つである。小値賀本島を海上から一周すると良くわかるが、海岸線沿いに松林が帯のように生育している様子が見て取れる。これらの松は、防風林や防砂林、防潮林としてよく植林されることの多いクロマツである。

防風林として黒松を植林し始めたいわれについては、現在は小値賀本島と架橋されている黒島の鎌倉岳にまつわる話として残っている。約700年前の鎌倉時代に建長寺を建立した雪溪禪師が、全国行脚の折に小値賀に立ち寄り黒島に庵を結んでしばらく住んでいた。島人が風が強すぎて困っているということを聞き「松を植えたらどうか」と提案され、クロマツを植林したといわれる。

それ以降、クロマツの植林は進められ、周囲を海に囲まれた平坦な島である小値賀島では、特に、塩害から農作物を守るなど、その重要性は高いものになっている。そのことは、「笛吹村郷

土誌」に「材木の植付けを奨励し、松の新芽を一本折りたるものは、数百本を持って植え付け、資源涵養に勤めたるは農業界のためによきこと」と記されていることからもわかる。同書には、「樹木に乏しく、松林（クロマツ）のほかに鬱蒼たる森林なし。したがって、老木のごときも僅かに社寺の境内、農家の付近などにおいてみるのみ」と記されており、薪炭材になるような樹木は少なく、松葉は燃料としても重要で、島人の生活に密接な関係があったことが伺える。

小値賀の保安林は、防風林、風致林、保健林、魚付き林の4種類が存在する。小値賀町内には、49個所の保安林地帯があり、総面積は352.08ヘクタールになっている。防風林として指定されている場所は、小値賀空港付近一体に集中しており、風致林は相津にある地ノ神嶋神社の911m²の1個所となっている。保健林は小値賀にある保安林としては最もその面積は大きく、野崎島に326.0ヘクタールが指定されている。

現在でも、防風林が作られているが、植樹の主体は基本的に行政にあるのではなく、各地区の住民が話し合い、必要と思われる場所に植樹していくようになっている。行政は苗木の注文を受けるだけとなっている。平成元年から始まった畠総事業でも、各工区ごとに多くの防風林、防潮林が作られ、植樹されており、今後更に浜津地区内に約30アールの防風林帯が造成される予定である。

3. 2 魚付き林

次に、小値賀における保安林の一つである魚付き林についてみてみることにする。魚付き林は、魚群を集めたり、魚が影のあるところに産卵し易い性質を利用した海洋資源保護林である。小値賀での魚付き林は、笛吹港前に位置する無人島の小黒島のように島全体が魚付き林に指定されているところもある。

最近では、森と川と海をつなぐ生態系の環が見直され、森が死ねば海も死ぬとか、森が海を育てるといわれている。魚付き林は、高度経済成長以降に再評価されることになったが、明治、大正期には、一般の人たちにも知れるような表舞台には登場しなかった。しかし、「笛吹村郷土誌」には、「森林と漁業と関係は頗る密接なものにて、森林が繁茂し、また荒廃することにより、漁獲の消長に偉大な影響あり。海岸にある森林は種々なる回遊する魚族を招致する効力ありとて昔より魚付き林として伐採を禁止せられし個所多し、然るに本島の大部分は禿山なりしにより四面海を以って囲まれたる本当の沿岸に回遊する魚族に偉大な影響を及ぼしいざるなれば、一刻も早く海岸はもちろん全島に植樹せらんことを切望する」と記されており、小値賀では古くから漁業と魚付き林との関係について認識があったことがわかる。

長崎福三氏は「システムとしての〈森一川一海〉」のなかで、「江戸時代の地域資源の村中心の管理・利用体制のなかで、魚付き林のような森林と漁業とを結び付けるものが生れたが、明治に入ると農・林・漁業はそれぞれ業種組合を形成し、独自の産業の近代化に取り組み、産業進行の道をたどった。そのため、地域全体としての総合的配慮は希薄になった」としている。小値賀の場合、農業協同組合と漁業協同組合の両方に所属する人たちが多く、他地域に比べて農業と漁業

の専門分化は進んでいない。また、農耕する必要条件として防風林を形成しなければならないという点で、農耕によって森林を失う場合が多い他の地域とは異なっている。つまり、自給的な生業をベースとした半農半漁であることが、林を守ってきたのである。

おわりに

以上「森林法」について概観してきたが、「はじめに」でも触れたように自然環境の保全は森林法、自然環境保全法以外にも文化財保護法、国土利用計画法、砂防法、海岸法などによりそれぞれの保護の目的が達成されるように整備されている。

日本の高度経済成長に伴う自然破壊は、自然保護運動と社会的ニーズによって自然環境保全法が生まれた。そのなかでの対象は、人間活動の影響を受けていない状態の地域としての原生自然環境保全地域と原生状態ではないが優れた自然で保護の必要があるところとしての自然環境保全地域に分けられて、指定地域での樹木の伐採は制限され、湖沼や湿原の汚染は規制されている。また、自然公園法は国立公園を設定するものであり、その歴史は古く、優れた自然の風景を保護しながら国民の利用を図ることを目的としている。国立公園は国が定め、国定公園は都道府県が定めることになっており、国立公園の特色は国民が広く快適に利用することにありながら、そのための開発は風景や自然の生態系を保護するために樹木の伐採や土木工事は規制されることにある。このように、森林法以外の法によっての森林は保護されることになるが、国土面積の67%を占める森林全体にかかる森林法の存在意義は大きい。

この森林法も制定当初から幾たびかの改正がおこなわれ、その時代のニーズによって森林法そのものの性格も変化してきたといえる。そのなかにある保安林法もその位置づけも変化せざるを得なかった状況がみることができる。それでも、魚付き林のように古くから漁業との関連を経験的に把握されるなかで保護されてきたことも事実である。しかも、魚付き林として指定されていない内陸の保安林、例えば土砂流出防止の保安林なども海を守る役目を果たしているという認識が現在は持たれつつある。その例として、襟裳岬や三陸の漁民による植林活動などがあげられよう。また、魚付き林に対する住民の認識の度合いは、半農半漁の形態が残っている地域ほど高いといえよう。別の意味では、明治以降の近代化に乗り遅れた地域が環境に配慮した生活文化を残しているともいえ、現在の地域振興においては先端を行っている逆転現象が生まれているともいえよう。

註

- 1) 環境政策の流れ—環境基本法について—、佐藤快信、長崎ウエスレヤン短期大学 紀要、第22号、1999年

参考文献

1. 保安林の実務、森林保全研究会、地球社、1997年
2. 林政学、塙谷 勉、地球社、1993年
3. 森林法の軌跡、筒井迪夫、農林出版、1974年
4. 日本林政の系譜、筒井迪夫、地球社、1987年
5. 森林保護学（改訂版）、四手井綱英、朝倉書店、1997年
6. 森林科学論、木平勇吉、朝倉書店、1995年
7. 総合森林学、上飯坂實、地球社、1991年
8. 現代林学講座・3 林政学、筒井迪夫、地球社、1983年
9. 森林環境科学、只木良也、朝倉書店、1997年
10. 森はすべて魚つき林、柳沼武彦、北斗出版、1999年
11. システムとしての〈森－川－海〉—魚付林の視点から—、長崎福三、農文協、1998年
12. 西海に浮かぶアルカディア小値賀、森泰一郎・佐藤快信・西川芳昭・農文協文化部、農文協、1999年
13. 日本人はどのように森をつくってきたのか、コンラッド・タットマン、築地書館、1998年
14. 魚附林の研究、飯塚肇、林業技術叢書、第10輯、日本林業技術協会、1951年
15. 笛吹村郷土誌、北松浦郡小値賀尋常高等小学校編、1918年